

県南広域振興局長告示第 29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 19 年 3 月 2 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 奥州市水沢区佐倉河字矢中 42 番の一部、43 番の一部、74 番 1、74 番 2、75 番、76 番、77 番 1、77 番 2、78 番 1、78 番 2、79 番、80 番 1、80 番 2、81 番、82 番、83 番 1、83 番 2、83 番 3、83 番 4、84 番 1、84 番 2、85 番 1、85 番 2 及び 86 番、字蟹沢 23 番 1、23 番 4、24 番、25 番 1、25 番 2、26 番 1、26 番 2、27 番 1、27 番 2、28 番、29 番、30 番、31 番、36 番 1、36 番 2、38 番 1、40 番 1、73 番 1、73 番 2、74 番 1 の一部、75 番の一部及び 76 番 1 の一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市南仙北一丁目 15 番 12 号 株式会社ランデック都市開発